

受験番号				

## 清和大学入学試験（一般選抜）問題

### 注 意 事 項

本問題は以下の①～④で構成されている。すべて解答すること。

教科・科目等	試験時間
①「英語」 ②「公民」 ③「国語」 ④「小論文」	60分間

- 1 試験開始の指示があるまでは、問題冊子を開いてはいけない。
- 2 落丁、乱丁、印刷不鮮明等の箇所がある場合には、監督者に申し出ること。
- 3 開始後、直ちに問題冊子の受験番号欄に受験番号を、解答用紙2枚に受験番号と氏名を記入すること。記入漏れの答案は無効となる。
- 4 解答用紙記入上の注意
  - ① 解答用紙は、指定された解答欄に記入し、その他の部分には何も記入しないこと。
  - ② 解答用紙への記入は黒鉛筆またはシャープ・ペンシルで行い、訂正する場合は、プラスチック消しゴムで消すこと。
  - ③ 解答用紙は、汚したり、破ったりしないこと。
- 5 試験時間中の退室は認めない。
- 6 問題冊子、解答用紙は持ち帰ることができない。

## 【英語】

次の英語の文章を読んで以下の〔問1〕から〔問6〕に答えなさい。文章の左にある  
〔1〕～〔7〕は段落の番号を表している。なお、文末に《語句説明》がある。

1

2

3

4

5

6

7

-----  
出典：Michael J. Sandel, Justice: What's the Right Thing to Do?, paperback edition  
2010, pp.21-22 (※上記の文章は、出典文献からの抜粋である。この問題に関する議論は、上  
記文章以降、同書中でこの後にさらに続けられていることを、念のため付記しておく。)

《語句説明》

trolley car : 路面電車	track : 線路
hurtle : 突進する	sixty miles an hour : 時速 60 マイル(およそ時速 96km)
assume : 仮定する	spare : 命を助ける
sacrifice : 憲牲にする	onlooker : 傍観者
avert : (事故や危険等を)避ける	cruel : 残酷な

[問 1] 本文第1段落の下線部(ア)および本文第4段落の下線部(エ)の和訳として正しいものはどれか。下記の選択肢①～④から選びなさい。

- ① 休憩中に働くことはない。
- ② 壊れた物は元に戻らない。
- ③ ブレーキが効かない。
- ④ ブレイク家の人々は仕事をしない。

[問 2] 本文第2段落の下線部(イ)の文章は、あなた (You) が路面電車の走行に関し、いかなる行動をとることを争点としたものか。下記の選択肢①～④から選びなさい。

- ① 方向を右に転回する。
- ② 方向を左に転回する。
- ③ 方向を転回せずに、そのまま直進する。
- ④ 路面電車から飛び降りる。

[問 3] 本文第3段落の下線部(ウ)の文章を和訳しなさい。

[問 4] 本文第4段落の空欄 【 a 】 に、次の単語を並べ替えて入れ、正しい英文を完成させなさい。

[ about / workers / crash / is / into / trolley / five / the / to ]

[問5] 本文中の空欄【A】～【D】のうち、3つの空欄には同じ英単語が入るが、1つの空欄にはそれと異なる英単語が入る。それら英単語の組み合わせとして正しいものはどれか？下記の選択肢①～④の中から選びなさい。

- ① 【A】wrong / 【B】wrong / 【C】right / 【D】wrong
- ② 【A】right / 【B】wrong / 【C】right / 【D】right
- ③ 【A】wrong / 【B】right / 【C】wrong / 【D】wrong
- ④ 【A】right / 【B】right / 【C】right / 【D】wrong

[問6] 本文第6段落および本文第7段落の波線部の“principle”とは、この文脈では、いかなる「原則」を意味しているか？下記の選択肢①～④の中から選びなさい。

- ① いかに5人を助けるためであっても、方向を転回して1人に追突すべきではない。
- ② 5人を助けるためであれば、方向を転回して1人を犠牲にすることも許される。
- ③ いかなる状況下であっても、6人全員を助けるべきである。
- ④ いかなる状況下であっても、他者を助けるために犠牲にすべきは自分自身である。

[英語出題 以上]

## 【公民】

次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

1945年8月、日本のポツダム宣言受諾によって第二次世界大戦は終結した。アメリカを中心とした連合国軍総司令部が進駐して①間接統治がなされる中で、日本の民主化が進められた。

その中で誕生した日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、②平和主義を三大基本原理とする。

③大日本帝国憲法では「天皇大権」を有していた天皇の位置づけについても象徴天皇制を取り入れることで、④国事行為のみを行うこととし、政治的な役割は持たないものとされた。⑤国民の権利については、最大限尊重されることが憲法第13条に示された。

日本国憲法の条文は制定されてから一度も変更されたことがないが、近年では⑥自衛隊の位置づけに関連して、憲法改正が議論されることもあった。憲法改正の手続きは⑦憲法第96条に定められており、⑧改正手続きは厳格なものとなっている。

問1 下線部①、日本における間接統治はどのように行われたか、正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

あ：アメリカ大統領が日本の天皇に対して指令を出す。

い：アメリカ大統領が日本の政府に対して指令を出す。

う：連合国軍総司令部が日本の天皇に対して指令を出す。

え：連合国軍総司令部が日本の政府に対して指令を出す。

問2 下線部②、日本国憲法で平和主義が最もよく表されている「第9条」の条文について、空欄A・Bに当てはまる語句の組合せとして正しいものを1つ選び記号で答えなさい。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、( A )の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の( B )権は、これを認めない。

あ [A：国権、B：交戦]      い [A：国権、B：宣戦]

う [A：主権、B：交戦]      え [A：主権、B：宣戦]

問3 下線部③、大日本帝国憲法は実質的には絶対主義的性格が強いものだったが、このような憲法を何と呼ぶか、次から1つ選び記号で答えなさい。

あ：外形的立憲主義      い：外見的立憲主義      う：形式的立憲主義      え：形骸的立憲主義

問4 下線部④、「国事行為」に当てはまらないものを、次から1つ選び記号で答えなさい。  
あ：内閣総理大臣の任命　　い：国務大臣の任命　　う：国会の召集　　え：衆議院の解散

問5 下線部⑤について、以下の問いに答えなさい。

- [1] 憲法第13条では、国民の権利は「何」に反しない限り最大の尊重を必要とされるとあるか。  
社会全体の利益を意味する、5字の語句を答えなさい。
- [2] 大日本帝国憲法では「国民の権利」に相当するものを何と呼んだか、次から1つ選び記号で  
答えなさい。  
あ：臣民の権利　　い：市民の権利　　う：皇民の権利　　え：公民の権利

問6 下線部⑥について、以下の問いに答えなさい。

- [1] 自衛隊発足のきっかけとなった戦争と、発足時の名称の組合せとして正しいものを1つ選び  
記号で答えなさい。  
あ〔戦争：ベトナム戦争、名称：警察予備隊〕　　い〔戦争：ベトナム戦争、名称：保安隊〕  
う〔戦争：朝鮮戦争、名称：警察予備隊〕　　え〔戦争：朝鮮戦争、名称：保安隊〕
- [2] 自衛隊にも適用されている原則で、職業軍人でない者が軍事に関する決定権を持つことを何  
と呼ぶか。漢字もしくはカタカナで答えなさい。

問7 下線部⑦、「憲法改正の発議」には衆参両議院でどれほどの賛成が必要か、正しいものを1つ選  
び記号で答えなさい。

- あ：出席議員の過半数　　い：出席議員の3分の2以上  
う：総議員の過半数　　え：総議員の3分の2以上

問8 下線部⑧、改正に厳格な手続きが定められている憲法を総称して何と呼ぶか、次から1つ選び  
記号で答えなさい。

- あ：固性憲法　　い：剛性憲法　　う：強性憲法　　え：硬性憲法

[公民出題 以上]

## 【小論文】

集団の中で物事を決める際に、あなたはどのような事柄に留意して決めていくことが大切と考えますか。自身の経験をもとに具体的な場面を取り上げて二五〇字以内で述べなさい。

【小論文出題 以上】

問四

本文の内容と最も一致するものを選択肢から選び、記号で答えなさい。

ア 「人間が豊かな社会」と民主主義には根本的に対立関係があり、共生することは不可能である。

イ 自律的人格としての諸個人が自由かつ平等に共生する社会を実現するために、リベラリズムを基にする民主的決定は正当である。

ウ リベラリズムには、不寛容な同質社会と結びついて、自律的な諸個人の共生を破壊する可能性もありうる。

エ 多様な考えをもつ諸個人が平等に共生していくために必要な集合的決定方式は、民主主義以外のものでなければならない。

〔国語出題 以上〕

権や、異質な少数者の平等要求と自由を、「最大多数の最大幸福」の名において切り捨てる傾向、画一化・同質化により〈関係の豊かさ〉を切り捨てる傾向も、残念ながら内在している。

民主主義のこの傾向に歯止めをかけるためには、個人の基本的権利の尊重の要請は、民主的な集合的決定の論理に従属させられるべきではなく、むしろ、民主的決定を主題的に限定・制約する指導原理の地位に置かれなければならない。この立場を貫徹する思想が、リベラリズムである。

豊かな社会の実現のための根本的な政治的条件は民主主義である、とする政治前提は、今や次の命題によつて置きかえられなければならない。豊かな社会とは〈人間が豊かな社会〉、すなわち、多様なものが自由かつ平等に共生し、〈関係の豊かさ〉を享受する社会である。かかる社会の実現のための根本的な政治的条件は、リベラリズムの精神と実践の成熟である。民主主義は主題的に自己を指導・制約する理念として、リベラリズムを(3)キティに置くときにのみ、〈人間が豊かな社会〉の実現に貢献できる。

(井上達夫『現代の貧困』より)

《語句説明》

- ※1 放縱 わがまま
- ※2 公理 自明の真理とされる根本命題
- ※3 祖型的 もとになる
- ※4 ミーム・自己中心主義

問一 傍線部(a)・(b)の漢字の読みをひらがなで書きなさい。

問二 傍線部(1)～(3)のカタカナを漢字に直したとき最も適切なものをおそれぞれ選択肢から選び、記号で答えなさい。

- |                         |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (1) ア 意義 イ 異議 ウ 異義 エ 意義 | (2) ア 協議 イ 教義 ウ 狹義 エ 供犠 | (3) ア 基底 イ 規程 ウ 既定 エ 規定 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|

問三 波線(A)「民主的精神」及び(B)「リベラリズムの精神」について、「Z」と「子どもたち」がそれぞれの「精神」を表現していたのはどのような点においてだと言えるか。(A)・(B)それぞれについて、最も適切なものを選択肢から選び、記号で答えなさい。

ア 集合的決定の手手続き面での正当性を問題として、結論に至るまでの議論を重視する点。

イ 集合的決定がもつ強制性を批判し、民主主義そのものを否定する点。

ウ 集合的決定に縛られることを拒否して、自分の考えを貫こうとする点。

エ どのようなことを集合的決定の対象とするべきなのか、その適切性を問う点。

オ 平等であることを重視せず、個人の自由を追求する点。

カ 誰が集合的決定を行うのかといふことを問題とし、それは自分たち自身であるべきだとする点。

いての、私の想像の産物である。しかし、多かれ少なかれ似たような光景は、日々、日本の学校のどこかで、現実に見られるだろう。いずれにせよ、この例が提起している問題は根源的である。

この例で、先生がお小遣いを一方的に決めたのに（1）イギを申し立て、自分たちで議論して決めようとした子どもたちは、（A）民主的精神を表現している。しかし、先生の決定に対する子どもたちの民主的批判は、集合的決定の主体が生徒たち自身でないのは不适当だ、という点にあり、そこなどまつてている。決めるのが先生であれ、生徒集団であれ、そもそも、お小遣いの問題を、集合的決定の対象にするのは不適切ではないか、という問題を提起した乙の批判的発言に、（B）リベラリズムの精神が体現されている。

もちろん、民主的な子どもたちは、何を決めるべきかも民主的に決めるべきであり、お小遣いの額を決めたほうがいいとクラスの多数が考えるなら、そうすべきだと主張するだろう。これに対して、リベラルな子ども乙は、お小遣いの額の公定は、いかに民主的になされようと、望ましくないと考えている。「お小遣いなんて、使いたいだけ使えばいい。」という、放縱を要求する態度からではなく、このような公定が、お小遣いの有意義な使い方を自主的に構想する自由と責任感を弱め、実質的平等を（b）損ない、多様な使い方の実験による相互啓発の機会（関係の豊かさ）を奪うと考えるからである。

この例における「お小遣いの自己決定権」の問題は、瑣末であるどころか、政治哲学の根本問題に関わっている。民主的決定の名においても侵害できな個人の基本権を、承認するか否かという問題である。戦後民主主義は、「民

主＝自主」、「民主主義＝自由・平等・友愛」といった等式を公理にすることにより、民主主義と人権との緊張関係の問題を曖昧にしてしまった。しかし、子どもたちのこの論争は、単純化されているがゆえに、かえって鮮明な形で、この問題を浮き彫りにしている。

この祖型的な例が示しているように、リベラリズムは、全ての個人が等しく自律的人格たりうるために享受すべき基本的諸権利が、民主的決定に先行し、内容的・主題的にそれを方向づけ、限定することを主張する。かかる基本的諸権利には、表現の自由・信教の自由・職業選択の自由等々、個人の自己決定に関わる（2）ギョウギの自由権的諸権利だけではなく、いわゆる生存権や社会権も含む。後者は自由権と対立させられることが多いが、これらもまた、自律的人格としての尊厳と自由を、さまざまなハンディキャップや逆境を背負った人々にも実質的に保障するために、要請されるものである。リベラリズムが個人の権利を真剣に受けとめるのは、放縱な欲望追求や、公共的問題に無関心なミーティズムを奨励するためではない。むしろ、諸個人が対等な自律的人格としての尊厳を相互に承認しあい、人間の生活と文化の多様な可能性を開花させることにより、〈関係の豊かさ〉を享受しうるために、すなわち、自由にして平等な共生の実現のために、かかる権利の保障は必要なのである。

民主的な立法活動や地域自治の実践は、かかる個人の諸権利の内容と相互的調整基準を具体化し、その実現手段を配備するのに貢献しうるし、必要でさえある。しかし、民主主義には、多様な生の実験を求める個人の自己決定

## 【国語】

次の文章を読んで、以下の問いに答えなさい。なお、※印の付いた語句には、文末に《語句説明》がある。

小学校六年のある教室で、修学旅行に持参できるお小遣いの額を、先生が決めたのに対し、子どもたちが不満を述べ、クラスで話し合って額を決めることにした。どれぐらいがいいか、みんなでワイワイ議論しているさなかに、一人の生徒乙が立ち上がって、発言した。「どうして、みんなのお小遣いを、同じに決めなくちゃいけないの。どれぐらいが多くすぎて、どれぐらいが少ないかは、人によって、またその人の家族の事情や方針によって、違うんだから、他の人がどれだけもつて行くかなんて気にせずに、めいめいが自分で適当だと思う額だけ、持つて行けばいいじゃない。」

乙の発言に対し、学級委員のAが反論した。「それだと、持つてきたお小遣いが他の人より少なかった人は、家が貧乏だとかケチだとか思われて、恥ずかしい思いをしたり、他の人を羨んでしまうんだから。」乙はBの方を向いて答えた。「お小遣いの額が同じなのが平等だっていうのは、変じやないかな。この旅行のために、ずっと前から貯金をして、自分の計画をあつためてきた人とか、いろんな人がいるでしょう。額を決めちゃうと、せっかくの計画が実現できなくなる人だつているよ。計画の違いを無視して同じ額を強制するんじたくさん持つてきちゃった人は、みんなに妬まれて、いやな気分になるし、仲間外れにされるかもしれない。みんな同じ額にするように決めておけば、やなくって、みんなが自分の計画を自由に実現できるようになるのが、本当の平等だと思う。」

「そういう心配をしなくてすむじゃないか。」Aの反論にクラスの圧倒的

多数が共鳴し、「そうだ、そうだ、乙はわかつちゃいないよ。」という声が、

乙は、思わずたじろぎそうになつたが、気持ちを奮い立たせて応答した。

この例の第一段落は、NHK教育テレビが放映した、ある子ども向け番組の一コマを少し改訂したものであり、第一段落以下は、ありうべき展開につ

